

山梨県富士北麓公園における感染拡大予防ガイドライン

富士北麓公園 屋内練習走路

1 3密の回避

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・ 利用にあたっては、一人当たりの必要換気量を確保する。当該施設については、必要換気量が確保できないため、全ての窓を常時開放する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 入場者の制限（体育施設については、床面積等に対し一人当たり16㎡、体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり3㎡とし利用人数を制限する。）などにより混雑度を管理する。
- ② 滞在時間の制限（1回の利用時間は2時間以内とする。）や原則予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 最低1m（マスク着用ない場合は2m）の対人距離を確保する。
- ② 受付窓口には、透明ビニールカーテンで遮断する。
- ③ マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ④ 金銭の受け渡しは、トレーを使用する。

2 その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

- ・ マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者もマスク着用とする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ② 入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ③ 職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する

(3) 体調チェック

- ① 職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。
なお、発熱発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ② 利用者に対して、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しないように呼びかけを行うとともに、原則として、事前に体調確認、検温を行ってもらう。なお、事前に検温を行っていない場合はその場で検温を行う。
- ③ 個人利用者については、受付窓口において利用者名簿に氏名、連絡先、体調良否及び体温を記入してもらう。団体については、代表者の連絡先を記入してもらう。
- ④ 体調不良の場合は、利用をお断りする。

(4) 喫煙スペースの使用制限

- ・ 施設内は全館禁煙。

(5) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員または清掃委託業者が定期的に清拭消毒する。
〈椅子、スイッチ、ドアノブ、手すり等〉
- ② 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

(6) 緊急事態宣言の対象であった区域の在住者に対する利用制限

5月25日の緊急事態宣言解除の際に緊急事態宣言の対象であった区域に在住する方の利用を制限する。

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の5都道県

なお、ホームページ、各施設へ掲示し周知を図る。

- (7) チェックリストの作成・確認
- ・ 感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う、チェックリストは週に一度、県へ提出する。

3 施設ごとの注意点等

- (1) 開放時間について
- ・ 午前9時から午後9時とする。
- (2) 利用時間について
- ・ 1回の利用時間は2時間以内とする。
- (3) 利用人数について (1,408.9 m² 130m×5 レーン)
- ・ 60,250 m³/hの換気量があり、1,004人まで利用可能だが、同時間帯での最大利用人数は50人とする。(130mの中で分散しての利用とする。)
- (4) 利用について
- ・ 利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用のみを認める。
- (5) 器具の取扱いについて
- ・ 器具の利用は認めない。